

## 労災特別加入制度一覧

区分	種類	作業等の内容	料率
中小事業主	中小事業主等	中小事業主が使用する労働者の所定労働時間内に行う労働者と同様の作業	事業の率
一人親方	個人タクシー・個人貨物運送業者	事業用自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の作業	14
	建設業の一人親方	請負工事現場における土木、建築その他の工作物の建設等の作業	19
	漁船による自営漁業者	漁船による水産動植物の採捕の作業	46
	林業の一人親方	森林の中の作業地、作業路等における伐木、木材の搬出等の作業	52
	医薬品の配置販売業者	医薬品の配置販売の作業	7
	再生資源取扱業者	再生利用を目的とした古紙、金属くず等の回収、運搬、選別、解体、集荷等の作業	13
特定作業従事者	特定農作業従事者	年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模の事業場において行う農作業であって、動力機械を使用して行う作業、2M以上の高所における作業、酸素欠乏危険場所における作業、農薬散布に係る作業及び牛・馬・豚に接触し又は接触するおそれがある作業	9
	指定農業機械作業従事者	農業用トラクター等（厚生労働大臣が定める種類の機械）重度の傷害を起こす危険度が高いと認められる農業機械を用いる農作業であって、圃場又は圃道の作業場におけるもの	5
	職場適応訓練従事者	職場適応訓練の委託を受けた事業主の使用する労働者と同様の作業形態で行われる当該職場適応訓練の作業	5
	事業主団体等委託訓練従事者	労働者と同様の作業形態で行われる事業主団体等委託訓練の作業	5
	危険有害作業の屋内労働者	プレス機械等を使用して行う金属等の加工の作業、研削盤等を使用して行う金属製洋食器等の製造又は加工の作業、有機溶剤等を用いて行う履物等の製造又は加工の作業、粉じん作業、鉛化合物等を用いて行う陶磁器の製造の作業、動力により駆動される合糸機等を使用して行う作業及び木工機械を使用して行う仏壇等の製造又は加工の作業	4～18

	労働組合等の常勤役員	労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路その他の公共施設における集会の運営、団体交渉その他の労働組合活動に係る作業	4
	介護作業従事者	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係る作業	6
海外派遣者	国際協力事業への派遣者	海外の開発途上地域に対して行う技術協力の実施の事業	4
	国外での事業へ派遣労働者	国内の事業から派遣されて労働者として従事する海外の事業	4
	海外の中小事業主等	海外の中小企業の代表者等として派遣される者が行なう労働者と同様の作業	4

レーパー・スタンダード研究所

(注)

- 1) 料率は平成 23 年 9 月 30 日現在。
- 2) 料率欄の数字、例えば 14 は、「000 分の 14」意味である。
- 3) 特別加入の保険料は、労働局長から承認された給付基礎日額を 3 6 5 倍し（これによって求められた額を「保険料算定基礎額」という）、それに保険料率を乗じて算出する。